

2 地方税制の動き（平成29年度）

(1) 税制改正の方針

平成29年度の税制改正は、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除が見直された。また、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直しなどが行われた。

(2) 地方税制改正のあらまし

平成29年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 個人住民税

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成31年度分以後について適用）

- ・ 配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額を段階的に縮小する。
- ・ 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限を123万円以下(改正前76万円未満)に引き上げる。

【配偶者控除】

納税義務者の 合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用外	

【配偶者特別控除】

納税義務者の 合計所得金額	控除額
900万円以下	最高33万円 最低3万円
900万円超950万円以下	最高22万円 最低2万円
950万円超1,000万円以下	最高11万円 最低1万円
1,000万円超	適用外

※ 減収額は、全額国費で補てんする。

イ 固定資産税

(ア) 高さが60mを超える建築物のうち、複数の階に住戸が所在しているもの（居住用超高層建築物）に係る課税について、各区分所有者の税額が、実際の取引価格の傾向を反映したものとなるよう見直す。

※ 平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用する。

(イ) 3年間の時限措置として平成28年度に創設された、中小事業者等が認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械・装置に係る課税標準の特例措置について、残余の2年間に限り、地域・業種を限定した上で、一定の工具、器具・備品等を対象に加える。

ウ 自動車取得税・自動車税・軽自動車税

自動車取得税のエコカー減税および自動車税・軽自動車税のグリーン化特例について、対象を重点化した上で、適用期限を平成31年3月末まで2年延長する。

【自動車取得税】

	区分	平成28年度
改 正 前	電気自動車等	非課税
	R2燃費基準+20%	
	+10%	80%軽減
	達成	60%軽減
	H27燃費基準+10%	40%軽減
	+5%	20%軽減

注 乗用車の場合

	区分	平成29年度	平成30年度
改 正 後	電気自動車等	非課税	非課税
	R2燃費基準+40%		
	+30%	80%軽減	
	+20%		
	+10%	60%軽減	
	達成	40%軽減	
H27燃費基準+10%	20%軽減		

【自動車税】

	区分	平成28年度 取得分
改正前	電気自動車等	75%軽減
	R2燃費基準+10%	
	H27燃費基準+20%	50%軽減

	区分	平成29、30年度 取得分
改正後	電気自動車等	75%軽減
	R2燃費基準+30%	
	R2燃費基準+10%	50%軽減

※ ガソリン車、LPG車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

エ 法人事業税

(ア) 電気供給業に係る分割基準を次のとおり見直す。

(平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用)

	区分	分割基準	
改正前	電気供給業	課税標準の3/4	発電所の用に供する固定資産の価額
		1/4	事業所等の固定資産の価額
		現行どおり	
改正後	発電事業	現行どおり	
	送配電事業	課税標準の3/4	発電所に接続する電線路の送電容量
		1/4	事業所等の固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の1/2	事業所数の数
		1/2	従業者の数

(イ) 確定申告書の提出期限について、会計監査人設置会社が定款等の定めにより事業年度終了の日から3か月以内に決算についての定時総会が招集されない状況にあると認められる場合には、事業年度終了後6か月を超えない範囲まで延長を認めることとする。

オ 地方消費税

清算基準を次のとおり見直す。(平成29年4月1日以後の清算に適用)

指 標		割 合	
		改正前	改正後
消費指標	小売年間販売額 ※	75%	
	サービス業対個人事業収入額		
消費代替指標	人口	15%	17.5%
	従業者数	10%	7.5%

※ 「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」の額を除外する。

(3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

○ 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、平成29年度においても継続する。

○ 民有地を活用した保育所等整備促進税制

待機児童の解消に向け、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区内で保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすもの(※)に対する固定資産税・都市計画税について、5年度分に限り10割減免する措置を新たに創設することとした。

※ 次の要件をいずれも満たす土地が対象となる。

ア 以下のいずれかの用途に供されていること。

認可保育所、認定こども園(幼保連携型・保育所型・地方裁量型)、認証保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(利用定員6人以上)

イ アの設置者に有料で貸し付けられていること(所有者が設置者に直接貸し付けている場合に限る。)

ウ 平成28年11月1日から令和3年3月31日までの間に、当該土地に係る賃貸借契約が新たに締結され、かつ、当該契約締結後に保育所等が新規開設されたこと。

(4) 平成29年度東京都税制調査会答申の概要

平成29年11月24日、東京都税制調査会(以下「都税調」という。)は「平成29年度東京都税制調査会答申—都民・国民の未来を切り開く税制改革を—」を取りまとめ、知事へ提出した。

都税調は、地方分権の時代に相応しい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、都の立場からだけでなく、地方全体の立場から提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

3年間を1期とする都税調において、今年度は第6期の最終年度にあたる。今年度は、これまでの審議内容を踏まえつつ、税制改革の基本的な視点を明らかにし、所得課税、消費課税及び資産課税のバランスのとれた地方税体系のあり方を提言した。また、環境の視点を重視する税制の実現及び地方財政調整制度のあり方について論じ、地方消費税の清算基準や「ふるさと納税」、固定資産税の見直しといった都が直面する課題についても焦点を当て、議論を深めてきた。以下、今年度の審議の成果をまとめた答申の概要を紹介する。

ア 税制改革の視点

(ア) 地方自治を支える分権改革

地方自治体が、地域の課題に自主的に取り組めるよう、役割と権限に見合った財源を確保することが必要であり、税制改革はこれを促進するものでなければならない

(イ) 財政の持続可能性の確保

現行の行財政運営を絶えず見直すことにより、歳出全般にわたる効率化を進めるとともに、税負担のあり方について国民的な議論を進めるなど、歳入面からの見直しを行うことも必要

(ウ) 地方税体系のあり方

- a 所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税し、全体として均衡のとれた税体系の構築が必要
- b 社会保障の充実の全体像を見据えた上で、国と地方の税財源を役割分担に見合った形に見直すとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するべき

(エ) 時代の変化に対応した税制の実現

- a 少子・高齢化、人口減少社会に対応した税制の実現に向け、受益と負担のバランスを含めた制度のあり方について本質的な議論を十分に行った上で、税と社会保険料を合わせた負担のあり方などについて総合的に検討するべき
- b 所得格差の拡大は社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題。解決に向けては、歳出面の充実と併せ、税制においても所得控除方式の見直しなどにより所得再分配機能を適切に発揮することが求められる
- c 環境重視の社会経済を構築していくためには、公平の観点から環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据えることが必要
- d 税に対する理解を深める上では、「税負担がどのような行政サービスとして地域社会のために役立っているか」ということを分かりやすく伝え、納税者に「納得して納めていただく」ことを主眼に置いた取組を推進することが求められる

イ 税制改革の方向性

(ア) 個人所得課税

- a 地方自治体の役割の拡大を踏まえ、それを支える自主財源として地方税の充実を図るべき。社会保障財源に充てる税として、国・地方を通じた個人所得課税の拡充も視野に入れるべき
- b 現行の所得控除を再編するとともに税額控除を積極的に導入するべきであり、給付付き税額控除も一つの方策
- c 「ふるさと納税」は受益と負担との関係を歪める制度であり、抜本的に見直し、寄附の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき
- d 個人事業税については、課税の公平性と納税者の税に対する信頼を確保するために、課税対象事業を限定列挙する現行の方式の見直し又は法定業種の速やかな追加を行うべき

(イ) 法人課税

- a 地方法人税の創設及び拡大は、法人住民税が都道府県及び市町村の基幹税の一つであるという事実を無視するもの。地域間の偏在是正と財政力格差の縮小に向けては、地方税財源を拡充するとともに安定的な地方税体系を構築する方向がとられるべき

- b 外形標準課税は、法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するものであり、付加価値割等の外形基準は税収の安定化に寄与
- c 財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせることになるため、断じて許されない
- d 企業版「ふるさと納税」は、受益に対する負担という地方税の原則に反する。税制の本質を歪める場当たりの措置であり、抜本的に見直すべき

(ウ) 消費課税

- a 地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的で、地方自治体の運営を支える自主財源としてふさわしい税
- b 地方自治体が行政サービスを十分にかつ継続的に提供していくことができるよう、地方消費税の充実を図っていくことが不可欠
- c 地方消費税の税収の帰属を決定する清算基準は、地方消費税に対する信頼を高めていく上で極めて重要なもの。清算基準の制度本来の趣旨は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させることであり、清算基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていくべき

(エ) 資産課税

- a 商業地等の負担調整措置に関しては、見直した場合に地価水準の高い大都市圏への影響が極めて大きくなることを踏まえると、条例減額制度の延長が今後も不可欠
- b 空き家の総数が増加している状況にあつては、住宅政策の柱を「住宅の新築」から「既存住宅の活用」へとシフトさせていくことは不可欠。新築住宅減額についても対象を重点化するなど大幅な見直しが必要
- c まちづくりの方向性が地域によって大きく異なることを踏まえれば、原則として全国一律に適用される特例措置は見直し、地域の特性に応じて税制を活用できるような選択を可能とするべき
- d 償却資産に対する固定資産税を事業者にとって分かりやすい簡素な制度とするためには、申告時期について法人課税と整合性をとることなども考えられる

ウ 地方税財政制度における諸課題

(ア) 環境を基軸とした税制の実現

- a 化石燃料に対してCO2排出量に応じた税負担を求めていく必要。「地球温暖化対策のための税」の更なる税率の上乗せを検討するにあたっては、社会的なコンセンサスを得る道筋を明らかにしていくことが求められる
- b 森林は多面的な公益機能を有しており、その保全は喫緊の課題。国の施策として全国的な森林環境税を導入するのであれば、国の責任において対応すべき
- c 持続可能な社会を実現するためには、車体課税を環境関連税制として位置付けることが効果的。一方、税制のグリーン化の進展により自動車関連税収は大幅に減少しており、その充実確保が重要な課題

(イ) 地方財政調整制度

- a 地方の固有財源である地方交付税について、財源保障機能、財源調整機能を適切に発揮させていくためには、法定率の引上げとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映していくべき
- b 今、地方財政に必要なことは、地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築である。地方法人課税などの地方税制度を地方自治体間の財政調整の手段として用いることは、税体系を崩しかねず、結果として税への信頼を失わせる

(ウ) 納税者の信頼向上に向けた取組

- a これからの税務行政には、適正・公平な賦課徴収による信頼確保に加え、税の仕組みや税と行政サービスの関係を分かりやすく伝える等、都民の視点に立った取組の推進が求められる
- b 税に対する理解を深める上では、「税負担がどのような行政サービスとして地域社会のために役立っているか」という点を納税者が実感することが重要
- c 租税教育を実施する際、税に対する理解と納得感を高めるための方策として、「主権者教育との連携」と「個人の経済活動に結びつけた学習」が挙げられる

(エ) 都の重要施策を支える税制の役割

- a 政策課題の解決に向けては、規制や補助金等を補うものとして税制を活用することも有効な方策の一つ
- b 特定の政策目的を実現するために税制を活用する場合には、その施策の必要性に加え、合理性・有効性・相当性の観点から慎重に検討する必要

エ 住民が安心して希望を持って暮らせる社会の実現

- (ア) 海外から国内への投資や人材の移動を促進し、経済のグローバル化がもたらす利益を享受することが、日本全体を持続的発展に導く
- (イ) 社会経済の活力の原動力は人材。全ての人々が自らの意志でチャレンジできる社会を目指し、多様な人材を活かす社会の構築に向けた施策を推進することが求められる
- (ウ) 都民・国民の未来を切り開く礎は、次世代を含めた住民が安心して希望を持って暮らせる地域社会の実現にある。地方自治体の役割と権限にふさわしい地方税財源の充実に向けて、たゆまぬ税制改革の努力が求められる